

世田谷区指定喫煙場所整備指針

29 世環計第 409 号平成 30 年 3 月 26 日

30 世環計第 538 号平成 31 年 3 月 29 日

31 世環計第 537 号令和 2 年 3 月 23 日

2 世環計第 286 号令和 3 年 3 月 29 日

3 世環計第 94 号令和 3 年 5 月 24 日

1 基本的考え方

世田谷区たばこルールにより、喫煙する人とならない人が相互に理解を深め、区民協働により地域のたばこマナーが向上するまちづくりの実現を目指す一環として、指定喫煙場所整備指針を策定する。

指針に基づき、区自ら整備を進めるとともに、要件を満たす民間の喫煙場所を指定喫煙場所に指定する。

また、民間による整備に対して補助を行い、国、都等の補助制度も活用しながら喫煙場所整備の促進を図る。

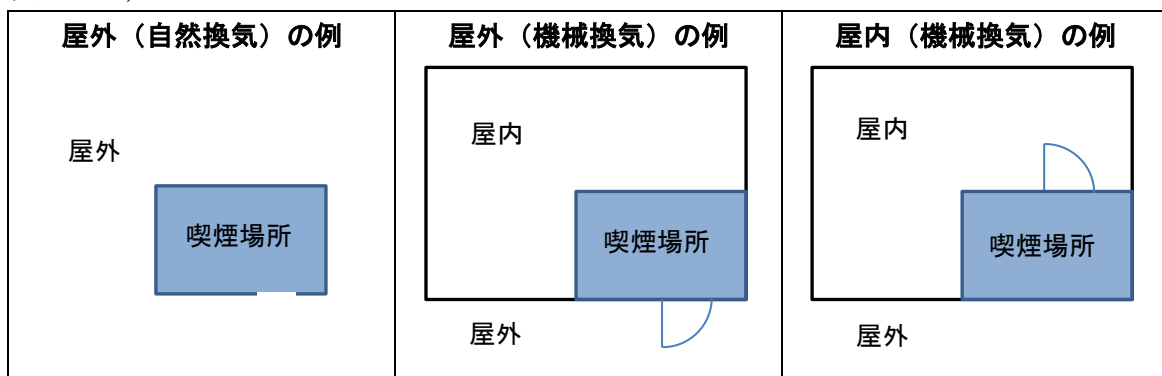
2 指針の内容

- (1) 区による指定喫煙場所整備は、世田谷区基本計画で定める「広域生活・文化拠点」及び「地域生活拠点」等における駅周辺の道路、公園、区施設の敷地等の公有地から重点的に整備していく。
- (2) 既に民間により設置されている喫煙場所のうち、指針に適合すると判断された場合、指定喫煙場所として指定することができる。
- (3) 民間が喫煙場所を整備する場合は、指針に適合すると判断された場合、区は、整備費を補助することができる。

3 指定喫煙場所の整備内容

屋外（自然換気）、屋外（機械換気）、屋内（機械換気）それぞれについて、別表のとおり定める。

(イメージ)



4 実施時期 平成 30 年 4 月 1 日

5 その他

- (1) 喫煙場所の整備にあたっては、必要に応じてたばこ製造事業者の協力を求めるものとする。
- (2) 催し物等で道路・公園に臨時の喫煙場所としての指定を受けようとする者は、臨時指定喫煙場所に係る申請書（第 1 号様式）を区長に申請しなければならない。

別表

| 種別 項目 | 屋外（自然換気） | 屋外（機械換気） | 屋内（機械換気） |
|----------|---|--|---|
| 形態 | 屋根がないもの。 | 屋根があるもの。 | 出入口が屋内にのみ面しているもの。 |
| 設置場所 | <p>1 道路を通行する者及び公園を利用する者の主要動線から離れた場所であること。</p> <p>2 学校、保育園、児童館等の施設及び世田谷区教育委員会が指定した通学路、病院等に配慮した場所であること。</p> <p>3 車椅子使用者が利用することができる場所であること。ただし、近隣に車椅子で利用できる喫煙場所がある場合はこの限りではない。</p> | 車椅子使用者が利用することができる場所であること。ただし、近隣に車椅子で利用できる喫煙場所がある場合はこの限りではない。 | |
| 面積 | 概ね9㎡以上であること。ただし、指針の目的を達成できると認められる場合は、9㎡未満とすることができる。 | — | |
| 開口 | — | 出入口に扉等が設けられていること。 | |
| 設備 | 1 パネルフェンス等で喫煙場所が区切られ、たばこの煙が周辺に流れないように配慮されていること（周囲に影響がないと認められる場合を除く）。 | 1 屋外に通じる給排気設備がつけられていること。 | 出入口において、喫煙場所内に向かう風速が毎秒0.2m以上となるよう設計されていること。 |
| | | 2 排気されたたばこの煙が、人の往来が多い区域、他の建物等の開口部に流入しないよう配慮されていること。 | |
| | | 1 出入口及び給排気口以外に喫煙場所ではない区域に対する開口面がないこと。 | |
| | | 2 直近の建物の出入口等における浮遊粉じん濃度が増加しないよう設計されていること。 | |
| 管理 | 開放日は1日1回以上清掃し、清潔であるよう適切な管理を実施すること。 | | |
| その他 | 厚生労働省通知「屋外の分煙施設の技術的留意事項（平成30年11月9日付）」に準ずること。ただし、指針の目的を達成できると認められる場合を除く。 | | |

備考 1 この表において「屋外（自然換気）」とは、喫煙場所を屋外に設置し、かつ、機械によらない方法により換気することをいう。

2 この表において「屋外（機械換気）」とは、喫煙場所を屋外に設置し、かつ、機械による方法により換気すること又は既存の建物の内部に設置するもののうち、出入口が屋外にのみ面しているものであり、かつ、機械による方法により換気することをいう。

3 この表において「屋内（機械換気）」とは、喫煙場所を屋内に設置し、かつ、機械による方法により換気をすることをいう。